

失効 J

(運転免許を失効して3年を超えているが、「やむを得ない理由」が平成13年6月19日以前に発生している場合)
技能試験が免除になり適性試験と学科試験を受けて頂くようになります。

受付時間・場所

- 福島運転免許センター
月曜日～金曜日（祝日を除いた平日のみ）午前9時00分～午前9時30分

申請に必要な書類等

- 失効した運転免許証 ※ マイナ免許証を希望される方はマイナンバーカード
- 福島県内住所で本籍の記載された発行後 6 か月以内の住民票（市町村長の証明印のあるもの。複数綴りの場合は、綴り全部。）
 - ※ 広域交付住民票は、本籍地の記載がないので受付できません。
 - ※ 日本に住民登録がない日本国籍の方は、一時帰国して滞在している場所を住所とみなします。よって下記の書類が必要となります。
 - ・ 自認書兼居住証明書（申請者本人及び日本における居住先の世帯主等が作成するもの、様式と記載例は 2、3 ページ目にあります。）
 - ・ 申請者の戸籍抄本（戸籍謄本）又は本籍の記載された住民票の除票
 - ・ 居住先の世帯主の運転免許証や保険証のコピー、住民票等
 - ・ 社員寮やホテル等に滞在する場合は、施設責任者からの滞在証明（様式は任意）
- 外国籍の方で、中長期在留者は在留カード、特別永住者は特別永住者証明書
- やむを得ない理由を証明する書類（診断書、日本から出国及び帰国のスタンプ（証印）があるパスポート、在所証明書等）
- 写真 2 枚（無帽・無背景、正面、上三分身、縦 3×横 2.4cm～免許証用サイズ）
- 高齢者講習終了証明書等（70 歳以上の方）
- 視力や聴力に不安のある方は、眼鏡又はコンタクトレンズ、補聴器

手数料

- 申請手数料
 - ・ 申請 1 種目ごと ～ 1, 9 5 0 円
 - 交付手数料 ～ 運転免許証 2, 3 5 0 円
マイナ免許証 1, 5 5 0 円
両方を所持 2, 4 5 0 円
- 1 種目追加毎に 2 0 0 円追加されます。
- 講習手数料
 - ・ 初回運転者講習 ～ 1, 4 0 0 円
 - ・ 違反運転者講習 ～ 1, 4 0 0 円

注意事項

- やむを得ない理由が無くなってから 1 か月以内でないと、申請手続きはできません。
- 適性試験、学科試験合格後に講習の受講が必要となります。

(記載例)

自 認 書 兼 居 住 証 明 書

私は、 〇〇年〇〇月〇〇日に出国し、現在（アメリカ合衆国 ）

に滞在しておりますが、 ××年××月××日、 一時帰国し、私の
(帰国後1か月以内の申請)

(実父 一時帰国先の世帯主との間柄)に当たる (福 島 太 朗)

方に居住し、この場所を居所としております。

△△年△△月△△日

申請者 居 所 福島市町庭坂字大原1－1

氏 名 福 島 花 子

上記の再取得申請者は、私の (長女 一時帰国先の世帯主との間柄)

で、××年××月××日に一時帰国し、私方に同居していることに相違な

いことを証明します。

△△年△△月△△日

証 明 人 住 所 福島市町庭坂字大原1－1

氏 名 福 島 太 朗

福 島 県 公 安 委 員 会 殿

自 認 書 兼 居 住 証 明 書

私は、 年 月 日出国し、現在（ ）

に滞在しておりますが、 年 月 日、一時帰国し、私の

() に当たる ()

方に居住し、この場所を居所としております。

年 月 日

申請者 居 所

氏 名

上記の再取得申請者は、私の（ ）

で、 年 月 日に一時帰国し、私方に同居していることに相違な

いことを証明します。

年 月 日

証 明 人 住 所

氏 名

福 島 県 公 安 委 員 会 殿